

税

金

税金について

日本国憲法の第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」とあります。

収入を得た時に納める税金、物を買う時に納める税金、物を持っているために納める税金、物を人にゆずってもらった時に納める税金などいろいろあります。

広野町に入る税には、どんな種類があるの

固定資産税・・・土地や家などにかかる税金

町民税・・・所得や収益にかかる税金

町たばこ税・・・たばこにかかる税金

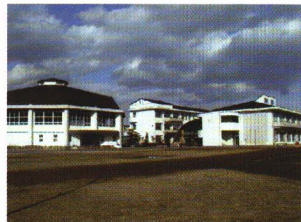
軽自動車税・・・バイク・軽自動車などにかかる税金

その他特別土地保有税など・・・5,000 m²以上の土地にかかる税金

広野町の税金の主な使われ方の例



町道



学校



総合グラウンド



二ツ沼総合公園

国の税金の例

ビール (350 ml)・・・	77.7	円
清酒 (1.8 l)・・・	252.9	円
たばこ (1箱)・・・	141.44	円
ガソリン (1 l)・・・	53.8	円

